

第六編 農民の狀態と農業勞働力統制

第一章 農業勞働力の流出と勞務対策

第一節 農業勞働力の流出続く

農業部門からの「勞務供出」中止 一九四一年度の勞務動員計画は二一一万という、前年のほぼ二倍に達する膨大な新規勞働力の動員を決定したが、この動員の量的増大とともに特徴的なことは、農業部門から工鉱業部門への「勞務供出」をこの年から中止したことである。国民勤勞報國協會令において、農業に対する勤勞奉仕を優先的に取り扱い、原則として農業従事者は勤勞報國隊に参加する義務がないものと規定したのも、この年の特徴的な勞務動員計画と呼応したものであった。

さて、従来最も重要な「人的資源」供給地とされてきた農業部門を除外して二一一万の追加勞働力を新たに調達することがいかに困難であり、むしろ事実上不可能であるかについては、これまでの勞務動員の実績を考えただけでだれの目にも明らかであった。しかし戦局の重大段階への突入を前にして、政府はこの不可能をも

可能として動員計画を発表せざるをえない立場に追いこまれていたのである。

では、農業部門からの勞働力動員を中止したこの新勞務動員計画の經濟的背景は何であったか。この年まで、政府は戦争遂行上、工鉱業生産は農業生産に優先すると考え、また他面、農業部門には過剩勞働力がなお十分に堆積されているとの認識に立っていたのであるが、独ソ戦の開始以来、このような従来の考えを動揺させる新事態が発生した。すなわちそれは、独ソ開戦、日軍仏印進駐、アメリカの在米日本人資産凍結、日英通商航海条約廢棄等國際關係の緊迫化を上げる一連の事件により、満州、朝鮮、台湾その他国外からの食糧輸入が「一朝有事の際」期待しがたくなったこと、これである。しかもこの同じ年、内地米の作柄は五五〇〇万石台の不作を予想され、「食糧自給態勢の確立」がきわめて重大な要請として農業部門に課せられるにいたった。

依然として流出する農業勞働力 では農業勞働力の農業外への流出は、右の新しい勞務動員計画のもとで停止したか。

事實はこれと反対に、農林漁業従事者をふくむ農村からの勞働力の流出は従来と同じようにその流れを断たず、一九四一年二月より翌年二月までの一年間に総数五八万九千人（内男子三七万九千人、女子二〇万九千人）が流出した。年齢別にみると、このうちの半ば

第88表 農村から転出した労働力
(1941年2月～1942年2月) (単位 人)

農林漁業従事者	329,849
内 { 時局産業への転出者	186,248
内 { それ以外の産業への転出者	143,601
非農林漁業従事者	223,792
内 { 時局産業への転出者	89,445
内 { それ以外の産業への転出者	134,347
転出者 総計	589,394

〔備考〕 1) 農林漁業従事者と非農林漁業従事者との合計が転出者総計数と一致しないのは、前二者のほかに農業開拓民青少年義勇軍として離村したものを含めて転出者総計を計算しているからである。
2) 山下肅郎「戦時下に於ける農業労働力対策」(332～5ページ)の諸統計表より作成。なお上の著書にかかげられている統計は当時農林省の実施した「農村労力調整調査」によるものである。

が一六〇二一歳の若年層であり、三〇%が二二〇二五歳の青年層であった(第88表を見よ)⁽¹⁾。また転出者のうち、軍需工場など、いわゆる時局産業に就業したものが二九万五千人で、それ以外のものより多い。さらに右の転出者のうち、農林漁業に従事していたものは三三万人に近い。しかも注目には値することは、農林漁業従事者はそれ以外のものに比べて時局産業への流出比率が高く、同時に男子の女子に対する比率も高い。

(注一) この統計数字は農林省の「農村労力調整調査」によるものであるが、山下肅郎「戦時下に於ける農業労働力対策」一九四八年、農業技術協会刊、三三二ページにかかげられている。なお、山下氏のこの著は、当時農林省に勤務して実務を担当した著者が豊富な秘扱資料を含む官庁統計を用いて事実を具体的に

第89表 農林漁業労働力の流出形態
(1941年2月～1942年2月)
(単位 人)

	男	女	計
通勤者	106,803	42,724	149,527
離村者	112,506	67,816	180,322
計	219,309	110,540	329,849

〔備考〕 出典は第88表と同じ。

お同年二月現在の農業従事者総数は一四七四万二八四一人で前年とほとんど変わらない(後掲の第95表「農業従事者総数の推移」を参照)。
農業労働力不足とその対策
すでに一九四〇～四一年の一カ年間に農業労働力約三四十万人が他産業へ流出し(農林省「農村労力調整調査」)の結果、全国農村の各地において米その他作物の作付縮小、栽培管理不十分などの現

に記録したもので、戦時農業労働力対策資料の集大成といつてよい。本稿は同書にかかげられた統計や政府の対策などについて大いに参照するところがあつた。

職工農家の増加 次に右の農林漁業労働力(以下農業労働力と略称)の流出形態を「通勤者」と「離村者」に分けて観察すると第89表の示すとおりである。すなわち、男女ともに、農家に住みながら通勤する者に比べ、村を離れ工場等に勤務する者のほうが多い。それにしても通勤工が一五万人近くに達していることは、いわゆる軍需産業の地方分散によって農村地方に労働市場が開けてきたことを物語るのであり、この地方分散は防空上の配慮にもよるが、同時に、農村の低賃金労働力をその給源である現地で利用しようとする軍需産業の利潤動機によるものであることは疑いない。通勤労働者の増加は農家の兼業化の増大を意味する。このような賃労働兼業農家、俗にいう「職工農家」はますます増加する傾向にあつた。な

象が現われ、他方、小作人の小作地返還さえみられたのである。もちろん、これらの現象は部分的には、とくに都市近郊の軍需産業地帯周辺の農村において早くも——一九三七年日中戦争勃発のころから——表面化し、農家経営面積の縮小、反当たり収量の減少等農業生産へのマイナスの影響が現われていたのである（たとえば農林省農政局「戦時下農業勞働力の現状並に農業上の諸変化に関する調査」一九四二年刊を参照）。

しかしいまや、一九四〇年以来わずか二カ年で約六七万人の青壮年農業従事者——基幹農業勞働力が流出することによって、右の現象は全国的となり、その影響は重大化するにいたった。

もともと、農業従事者を一般の勞務動員から除外した前述の一九四一年「勞務動員計画」には大きな「抜け穴」があった。すなわち右の計画は「農業勞務者よりの供出は、現下の農業勞力及び畜力の不足並に食糧生産の重要性に鑑み、農村勞力保有の爲之を計上せず」と規定しながら、他方、国民徵用令によれば農業勞務者も自由に徵用せられたのである。農業生産確保の立場から農林省は再三、厚生省と陸海軍省に対し徵用令適用除外を提議したが受け入れられなかったのである。この間の事情について山下肅郎氏は次のようにしている。

「唯勞務動員実施計画の成立と共に農業勞務者からは、十六年度に於ては、勞務の提供をしない事になり、運用上は農業勞務者には常時要員としての徵用はかけない事になった訳であるが、それは口約束の程度に止り農林省は幾回も実例をあげて厚生省に抗議を申入れねばならなかった。即ち厚生省の言明にも拘らず地方の職業指導所では国民徵用令をかけること云ふおどかしを以つて農業者を転出させたり、徵用令書に類似の憑書を出したり、屢々呼び出して強圧的説得を試みたりした。蓋しそれは国民職業指導

所長としては割当てられた勞務動員計画を遂行する職掌として無理からぬ事であつて、農業勞務者を除外しての二百十一万の勞務供出計画が、ペーパープランであつた事を物語るものであるとも云ふ事が出来る」（山下、前掲書、三二四―五ページ、傍点引用者）。

農會法にもとづく勞務統制 このような情勢のなかで勞働力の流出は続き、ことに七月、八月の大軍事動員によって農繁期勞働力の不足が激化したので、九月一七日には非常措置として農業統制令が農林次官名をもつて発せられた。その要点は、——

農會法に基く統制令（要点）

- 一、部落農業団体單位に稲の刈取り、脱穀、籾摺と麦の播種を共同化する。
- 二、慣行的勞働移動を農會長の統制下に計画化する。
- 三、役蓄、農機具の共同利用を促進する。

この統制令は、農作業と勞働力移動について、農會を通じて、いわば自主的に統制しようとするものであるが、「自主的統制」であるから、また統制は農會員以外には及ばないところから、いかに官庁が指導奨励につとめても農民の移動を食いとめることはできなかった。

なおこの年、農林省の勞務対策は、共同炊事、共同托児所に対する補助金の交付、戦死応召農家等に対する勤勞奉仕の強化等を含んでいた。

青少年学徒勤勞奉仕 一九四一年の一カ年間に於いて、国民学校生徒だけで延人員三六三三万人に及び、このほか中等学校生徒の勤勞奉仕延人員は五〇八万人を越えた（帝國農會編「農業年鑑」昭和一八年版、二四六ページ）。

二月八日、太平洋戦争開始のあと発表された米の收穫予想は五

五〇〇万石で、これは前年を一〇%も下回る不作であり、食糧問題は重大化するにいたった。こうした情勢のなかで、一月二七日、国家総動員法第八条にもとづく強力な権力的統制——とくに、離農統制を中心のねらいとする「農業生産統制令」が公布された。またこれと併行して、労働力調整を計画的に進める労務基準法として「労務調整令」と「国民勤労報国協力令」が制定された。こうして農業労働力対策は新しい段階にはいったのである。

第二節 農業生産統制令下の労働力流出

農業生産統制令 一九四二年、従来の自主統制に代わる権力統制という意味でも、また流通面のみならず生産面にも統制が拡張されたという意味でも、画期的な戦時農業統制が、「農業生産統制令」の公布によって開始された。さて、この統制を実施する末端の機関として市町村農業会の権限が大いに強化された。そしてこの統制の内容は、(1)生産割当て、(2)農作業の調整、(3)役畜と農機具の統制、(4)離農統制であるが、その真のねらいは最後の「離農統制」であった。なぜなら、これまでの「労務調整」対策は主として農業問題の労働移動調査や共同作業、共同耕作等による労働力不足対策であったが、いまや農業外に流出しつづけてやまない労働力を農業内部に引きとめることを目的とする「離農統制」が実施されることになったからである。この離農統制の対象は専業の自家農業従事者に限られ、その総数は一〇八六万人と決められた。

しかしこの離農統制にもまた抜け穴があった。すなわち、同令第九条は、軍隊への応召者や志願兵、総動員法第四条の規定による徴用者「その他命令を以て定むる場合」はすべて統制から除外されていたからである。事実、一九四二年の上半期だけで、農業従事者の

なかから九万五千人を越える徴用があった。

農工労賃格差と「窮迫離農」の増加 また一方、農業従事者が疾病その他の事故で労働不能となった場合や「生計を維持するため、真にやむを得ざる場合」には、農業会長は離農を認めることになっていった。これは何を意味したか。この当時、農機具等の生産手段と労働力の不足にかかわらず「増産報国」を要求された農民は、結局彼らの肉体の酷使——労働時間の延長と労働強化によって、生産の低下を食いとめるほかなかったのであるが、その労働所得や農業労賃は農業外産業、ことに高利潤をあげつつある軍需産業における労賃に及ばず、農業従事者の「窮迫流出」はこの農工所得格差の拡大によって必然的な傾向となったのである。次に引用する山形県新庄町の一農民の談話は、こうした事情を具体的に示している。

「……農業労働以外に労賃の割合のいい仕事があるので、さう、どうしてもそっちの方へ引張られがちなのです。農業労働力と、事業方面の労働力とは、賃銀の点で尋常な太刀打ちが出来ない。農業労働力としては現在私の部落で労賃として支払って居る高は、稲刈人夫などで女が二円、男が二円五十銭、これは部落で協定した賃金ですが、それで以て備はれる方は面白くない。工場とかその他の事業方面では——東北振興で現在工事をやって居るが——あそこら辺で支払ふ賃銀は女で二円十銭か二円三十銭くらい、男で三円内外の労賃を貰って居る。……農業労働だと二円五十銭なら二円五十銭しか貰へないことになって居るのだが、工事に働きに行く人の話しですと、残業をやれば残業分だけの労賃が得られる。当り前の二円五十銭の労賃は大抵は三円ぐらゐる。……それでどうしてもそっちに引張られるので農業労働が不足する訳です」(「食糧増産研究座談会」、「中央公論」一九四三年二月号、傍点は引用者)。

一九四二年当時の工業労働者（男子、二〇歳以上）一日当たり全産業平均労賃は三円四三銭（内閣統計局調査）であったのに対し、農業日雇男子一日当たり労賃は一円九〇銭（農林省調査）であった。しかし同じ年の秋期農業労賃の実際の支払い額（ヤミ賃金）を調査した帝国農会の報告によれば、⁽¹⁾ 稲刈作業一日当たり労賃は最低二円九〇銭（岩手、秋田）から最高四円一〇銭（北海道）となっている。農繁期、ことに都市近郊農村では、かなりの農業労賃騰貴がみられたことは事実である。しかし一九四三年春の農繁期を前に、農林省が離農対策上、農業労賃を引き上げる必要があると強調した事実から推しても、一般的に農業労賃が、ひいては農民の自家労働報酬が、工業部面の労賃水準に比べ低かったことは否定できないことである。

（注一）この帝国農会調査による「現行農業労働者実（閩）賃金」（一九四一年一月現在）は、山下、前掲書、四八五ページ以下に再録されている。

「農民が低位なる農業生産力に、其の背を向けて利潤高き鉱工業へ走らんとする傾向が、生計困難とか、真に已むを得ざる事情ありとかの煙幕を張り、それが随時且随所に適用せられ、結局離農統制法規を死法と化せしむるに至つたのである」（小野武夫「統制令下の農地潰廃と離農現象」、日本学術振興会「農工問題研究」一九四七年、一九〇ページ、傍点は引用者）。

要するに、寄生地主制下の、手労働への依存性の強い小農制農業という生産関係には手を触れず、権力的統制や精神運動をもって農業労働力の流出を食い止めようとするのは初めから無理だったのである。こうして戦時経済の進展、農業の縮小再生産の進行は離農統制法を一片の死文と化せしめたのである。

労働力流出や減る 第90表は一九四二年二月から一カ年間にお

第90表 農村から転出した労働力
(1942年2月～43年2月) (単位 人)

農林漁業従事者	277,997
内 { 時局産業への転出者	191,512
{ それ以外の産業への転出者	86,485
非農林漁業従事者	191,019
内 { 時局産業への転出者	113,866
{ それ以外の産業への転出者	77,153
満州開拓民	12,991
転出者 総計	482,007

〔備考〕 出典は第88表と同じ。

ることは否定できないにしろ、農業労働力を他産業に「供出」する余力がしだいに減少して、いまや底をついたとみるのがむしろ妥当であろう。

また、第90表の示すように農業従事者の他産業への流出の内容を見ると、前年に比べ、いわゆる時局産業への転出割合が増大している。またこれを男女別に見ると、二七万八千人のうち、男子一九万六千人、女子八万二千人で、女子の割合が前年に比べ高くなっている（第91表）。通勤、離村の形態別に見ると、前年に比べ離村者の比率が高くなっている。おそらくこれは、農村に進出した軍需工場の労働力吸引が限界に達し、遠隔地農村からの離村者吸引が増加したためであろう。

一九四二年二月現在の農業従事者総数は前年とほとんど変わって

第91表 農林漁業労働力の流出形態
(1942年2月～43年2月)

	男	女	計
通勤者	86,899	28,904	115,803
離村者	109,122	53,072	162,194
計	196,021	81,976	277,997

〔備考〕 出典は前表に同じ。

勤労奉仕 食糧増産勤労奉仕隊として工場鉱山労働者や一般市民が炎天下の無償労働にかりたてられたが、一九四二年におけるその総延人員は一三七万人を越えた(第92表参照)。またこの年の学徒勤労働員は、国民学校生徒だけで総延人員二五六〇万人を越え、中等学校生徒は延六〇〇万人を上回った。この学徒勤労働員は一九四一年より本格的に実施されたが、一九四二年一月一日、文部・農林両

いない(後掲第95表「農業従事者総数の推移」参照)。これは、青年労働力の大量流出が老年少年および婦人労働力によって補われたことを物語っており、前年にひきつづき農業労働力の質的低下が進行していたのである。また労働力の量的減少と質的低下を補うために労働時間が延長され、労働が強化された。また、この年には次に述べるような各種の労働力対策が講ぜられた。

農業労働力不足対策

共同作業と共同炊事 農業生産統制令によって各種作業の共同化実施組合数は増加した。たとえば共同田植えは前年の三万三一八九組合に対し五万八五九九組合に、共同調整は九万八五〇六組合から一一万五八七四組合に増加した。共同炊事は前年の一万八三六四カ所に対し三万一一〇カ所に増加した(前掲「農業年鑑」二四四～五ページ参照)。共同托児所は二万九九〇四カ所で前年よりわずかに減少した。

第92表 一般勤労者市民の農業勤労奉仕動員数
(単位 人)

	1941年		1942年	
	春	秋	春	秋
実人員	343,258	443,978	265,724	303,204
延人員	825,845	882,358	629,973	741,267

〔備考〕 前掲、山下「戦時下に於ける農業労働力対策」444ページによる。

第三節 食糧事情の悪化と農業労働力

一九四三年一月、ガダルカナル島の敗北を転機に戦局は悪化の一途をたどり、これに対応するかのよう国内では農業生産の減退が顕著になり、食糧事情は決定的に悪化しはじめた。農林大臣はこの年七月、「外米依存一擲」を声明せざるをえなくなった。

政府は一月、「生産増強緊急労務対策要綱」を決定し、国民徴用制のいっそうの強化、労務管理の刷新、労働力の重点配置、労務者用物資・住宅の確保等を内容とする労働力対策を講じたが、その後さらに男子の職種制限、二四時間労働制、女子勤労挺身隊の組織と動員、学生徴集猶予の停止等の手をうち、労働力の動員につとめた。

次官通牒「学徒の食糧増産運動実施に関する件」によっていっそう強化されたのである。

軍人の一時帰休 この年の秋、内地在役中の下士官を一時自家に帰休させ、稲刈り等の農作業に就労させる措置がとられた(九月二十九日付農林次官通達)。その帰休人員や日数は不明であるが、いずれにせよ軍ならびに軍需産業による農業労働力の吸引が小農制農業を耐えがたい極限状況に追いやり、労働力不足がもはや「労務調整」などでは克服しがたい限度に達してきたことを示した。

農業勞働力の面では前年にひきつづき「戦時食糧生産の重要性に鑑み、鉱工業勞務者との調整を考慮し、之が確保を図る」ことを決定したのであるが、前述のように、農業生産統制令のもとでも青壯年基幹勞働力の流出を防ぐことはできなかった。

一九四三年二月一日現在の農業申告にもとづく農林省の調査結果によれば、農業従事者総数は前年より一七万人を減じて一五九七万人となった。これを男女別にみると、男子は二五万人の減、女子は八万人の増である。農業勞働力の絶対量の減少と同時に、その質的低下も進行したことを示している（後掲第95表「農業従事者総数の推移」、および山下、前掲書、五二二ページ参照）。

右の調査結果はさらに次のことを示している。すなわち、――

- (1) 自家農業従事者数は前年とほとんど変わらない。しかし年齢別に見ると三〇歳未満の男子が減少し、それ以上の層が増加した。
 - (2) 「他に仕事を持っていて自家の農作業に従事する者」は前年の一八〇万人から三八万人（男二六万人、女一二万人）を減じて一四二万人となった。この減少は賃労働兼業農家（いわゆる職工農家）の通勤労働者が、二四時間労働制の実施に伴い、自家農業手伝いができなくなったことと関係があるものと推定される。
 - (3) 農繁期のみ自家農作業を手伝う者は二五万人増加して二二六万人となった。これは「他に仕事を持っていて自家の農作業に従事する者」の一部が、いまや一時的に農繁期だけ手伝う者に変わったことによるものである。この種の一時的農作業従事者の増加傾向は前年以來のものである。
 - (4) 農業労働者のうち、年雇は九万二千人で前年とほぼ同じであるが、日雇と季節雇は一一万六千人で、前年に比べ半減した。
- 農林当局は、依然としてやまない農業労働力の量的減少と質的低下に直面して、半ばみずからの政策破綻に絶望しながら、それでも

当面の食糧増産至上命令に迫られて統制強化の手を打たざるをえなかった。この年決定した「農業労働力確保上差当りとするべき措置」は、離農統制強化の内容として、(1) 農業生産統制令第十条第二項の服従命令を発動すること、(2) 離農申請者の特定産業以外の転出を徹底的に抑制すること、を求めた。このほか右の「措置」は農業勤勞動員体制の確立をはかるため、農繁期の労働力移動計画の樹立その他を決定した。要するに、これは農業生産統制令の規定する離農防止と農業内部の労働力配分調整によって必要な労働力を確保しようとするもので、前年と格別変わったことではない。しかしこの年になると、第一に、労働力対策はますます権力的統制の性格を濃くすると同時に、まったくその場しのぎの一時的応急措置の積重ねに終始するようになったことは否定できない。労働者や学生の農繁期勤勞奉仕隊による労働力補充などはその好例である。しかも応召・傷病兵農家が激増して軒並みになってくると、このような非農業労働力の一時的動員では生産力低下を防ぎとめることはできなくなってきた。第二に、労働力対策がしだいに経済的合理性を失って倫理的・精神運動的性格を強めてきたことである。これは何も農業労働力対策に限ったことではなく、一般産業における戦時労働力政策についても指摘されるところではあるが、農村においてはとくに、寄生地主制と小農制農業のもとにある農民の半封建的思想・慣行を利用し、愛国心をあふりたてて黙々と労働強化と供出報国にかりたてようとする軍部・官僚の呼び声が高くなっていった。労働合理化による生産性向上を目ざした共同作業を例にとってみても、初めのうちは施設の充実、労働節約、技術改善等を唱えながら、しだいにこれを捨て去って、ただ農村の旧慣や農民の服従心を利用した強制労働を共同作業の名において押しつけるようになった。

このようなファッショ的精神運動の典型的事例は農業増産報国推

進隊や食糧増産隊の結成とその運動にみられる。これらは食糧増産を目的とする上からの組織運動ではあるが、一面、労働力不足による生産低下を超国家主義的精神運動によって阻止し、また農外にのがれ去ろうとする農家の子弟を農業につなぎとめて、戦争を勝ちぬこうとした運動である。以下この運動についてみよう。

食糧増産報国推進隊 農林省は農業報国連盟と共催で、一九四〇年末から四一年初めにかけて約一ヵ月間、全国農村から一万五千名の中堅農民を茨城県内原訓練所を集めて、農業増産報国推進隊第一回中央訓練を実施した。一九四〇年は、その前年早魘によって朝鮮米が一千万石減収したこともあって、食糧の需給事情が楽観を許さなくなつた年であり、米の配給制が採用された年である。しかも一方、農業生産手段の供給が減少し、軍需産業の吸引によって農業労働力は流出を続け、職工農家がふえ、農民の精神的動揺が広がってきた。こういう情勢のなかで、全国各地農村から選抜された中堅農民の心に「滅私奉公」、「増産報国」の活を入れようとして始められたのが、この訓練であつた。内原訓練所の所長は当時から国粹的農本主義思想をもって知られた石原完治氏である。訓練の内容が農業技術の改良や経営合理化の習得ではなくて、主として精神訓話、座談会、作業訓練、武道教練、行軍等に重点がおかれ、「日夜孜々として鋤を執り農業増産に精励」する「皇国農民」の養成におかれた。⁽¹⁾

(注一)「農業増産報国推進隊訓練要綱」の訓練方針は、——「現下の状勢に鑑み、農業報国に燃ゆる農村中堅人物に対し、講演、勤労作業、其他の行事を通して、時局の重大性を理解せしめ、農村の担当すべき食糧の増産に凡ゆる困難を克服し、彌々皇国農民の本領発揚に邁進するの力を得せしめんとす」(石原完治「農事訓練と隊組織による食糧増産」、農業技術協会、一九四九年、一五ページ)。

なお、右の著書には戦時下の各種団体による増産運動が豊富な資料をもとにして詳細に記録されている。

訓練の組織系統は、石原訓練本部長のもとに内原部隊長——大隊長——中隊長があり、最後に小隊長により隊員が統轄されるというまったく軍隊と同一の機構である。

中央訓練は、一九四〇年以降一九四四年まで五回にわたって行なわれたが、とくに一九四二―四三年になると、超国家主義的精神運動の性格を濃厚にした。一九四三年には東條首相や賀屋蔵相が訓話を行ない、座談会では「皇国農村確立」について体験談がかわされ、内原訓練終了後、隊員は政府の「第二次食糧増産対策に基く土地改良事業」に参加し、各地で集団作業を行なつた。

農業増産報国推進隊嚮導隊 右の増産報国推進隊のほかに、一九四一年よりその中核隊としての嚮導隊がつくられた。これは推進隊員のなかから長期間隊員生活に耐えうるものを選抜し、機動部隊として各地に派遣し、「逞ましい国本農家」の修業をさせると同時に、一般農民の増産意欲を振起させようというものである。その「訓練方針」は、——

「……皇国農民としての心構を陶冶し農業報国の信念を愈々固めしむる為最も權威あり且つ信頼する先達より皇国農民精神、農業技術、国際情勢等の指導を受くると共に自ら国土開発の聖業を通して天壤無窮の神意を体得し祖先に対する敬虔感謝の念を深くし凡ゆる困難を克服して食糧増産の実を挙げ以て増産報国推進隊嚮導隊として実践垂範するに足る識見と体験とを錬磨習得せしむるを方針とす」。

嚮導隊約二〇〇名は内原で一ヵ月の中央訓練を受けたのち、約三ヵ月半にわたり全国各地の土地改良や開墾作業に出動した。その後一九四四年まで四回にわたり隊の編成と活動が行なわれた。この嚮

導隊の構想はやがて少年農兵隊と通称された食糧増産隊に發展し、戦時農業要員制とあいまって、農家の子弟を農業に引きとめる一つの対策とされるのである。

食糧増産隊 一九四三年六月四日閣議決定の「食糧増産応急対策要綱」は、「勞力補給に関する措置」として、(1)一般市民による「勤勞報國隊」の動員、(2)学徒勤勞動員、(3)食糧増産隊の編成と動員の三項目をあげている。この食糧増産隊は前述のとおり農業増産報國推進隊嚮導隊の構想を發展させたもので、農村の一八歳から二五歳までの青少年を部隊に編成し、内原において中央訓練を施したのち各地に派遣し、勞働力不足等の事情から拡大しつつあった耕作放棄地などに彼らの勞働力を投入しようと計ったものである。これは各種の農業勞務対策がいずれも後手後手と回って効果のあがらなかつた当時の窮余の一策といつてもよい。この機動的な少年農兵隊の動員は、部分的にしる増産効果をねらつたものではあるが、同時に、精神訓練によって農家の子弟を農業に引きとめようとするところに、むしろその重要なねらいがあった。「……増産隊の少年達は自分達は、鍬の戦士であり、鍬の特攻隊で陸海軍少年兵と比べて遜色なきものであるとの誇りをもつて敢闘するやうになつたが、当時の情勢上少年達にかかる誇りをもつて食糧増産に向はしめるやうに仕向けることも食糧増産隊を計画する一つの狙ひであつたと認められる」(石原、前掲書、一二三〜四ページ、傍点は引用者)。

食糧増産隊はわが国戦時農業政策ことに勞働力対策の一典型をなすものである。脆弱な農業構造と低い生産力水準を特徴とする日本農業が、戦争によって肥料と農機具の供給を制限され、軍隊と軍需工業によって勞働力を奪いとられ、もはや単純再生産すら続けないうという限界状況にたたされた時、しかも他方、戦争の至上命令として、その農業のうゑに食糧の増産供出がますます強く要請されて

いる時、当時の戦争指導者にとって残された道はただ一つ——農民の勞働強化、老人子供までいっさいの勞働可能な「人的資源」を動員することしかなかった。勞働生産性を高めるための、物的裏づけをもつた生産政策、勞務対策が破産したあとに、ただ農民の、ことに青少年の精神鍛練だけが強調され、特攻隊精神をもつた軍隊的組織でこの困難をきりぬけようというのである。それは農業政策における竹槍主義であり、勞働力対策における特攻隊方式にほかならない。

「……食糧増産に寄与し得べき幾多の方策あるも、之が急速なる実施に就ては全国農村の熱烈なる農業報國精神の奮起に俟つの外なし、助成金と云ふも幾何のものに非ず、之のみによって彼の大規模な土地改良計画は到底之を完遂する事能はず、麦価の引上と云ふも漸く最低生産費を償ふのみ、之のみに頼って高賃金の日傭に出るを如何にして防ぎ得べきや、反之全国農民にして真に奮起し、飯に一戸一割の増産二割の供出増加を敢行せんか如何、我國食糧問題は直ちに解消すべし、而して之決して不可能事に非ず、補助金も物価政策も農業報國の赤誠を中核として始めてその効果を發揮す、然れ共全国尽くの農民に対し今直ちに理想を求むるは不可能なり」(一九四四年三月八日、農政局長の食糧増産隊幹部訓練における講演、山下、前掲書、六一四〜五ページ、傍点は引用者による)。

こういふ非科学的な竹槍主義の農政観にたつて、まず純真な青少年を増産報國隊に組織し、増産と同時に彼らを農業につなぎとめようとしたのであつた。

さて、第一次の食糧増産隊は八月中央訓練を受けた約四千名の青少年によって結成され、この少年農兵隊はその後四ヵ月あるいは六ヵ月各地に派遣され、不耕作農地の水稲雜穀作付等に就勞した。隊

員は農繁期には自家農業に従事したが、集団作業従事中は月三〇円の手当を農業報国連盟より支給された。幹部には主として増産報国推進隊、ことに嚮導隊の訓練修了者が選抜された。一九四四年になると、農業関係の大学・専門学校に在籍する学生をも増産隊幹部にあてることになったが、これは、一般労働員によって農業関係学生までとしどし農外に動員されはじめた情勢に対し、彼らを農業内に引きとめておこうとする窮余の策でもあった（一九四四年三月七日閣議決定の「決戦非常措置要綱」にもとづく学徒動員要綱により、この措置がとられた）。

一九四三年一二月末、政府は食糧増産隊の拡充を決定した。すなわち隊員を甲乙二種に分け、甲種（一四〜一九歳の男子、農家のあとつぎ、中央編成）三万人、乙種（農業にとむべき国民学校修了の男女少年、市町村で編成）一〇〇万人をもって機動的食糧増産部隊を再編強化しようというのである。このばあいも、「皇国農村の剛健なる後継者を養成する目的を以て将来農業を営むべき農村青少年を隊組織に編成し教育訓練を実施する……」（「食糧増産隊趣旨」）とあるように、目的は増産と同時に青少年を農業労働力として農業に引きとめることが目的となっていた。

食糧増産隊の活動がどの程度に実際の増産効果をあげたかについては統計上の資料がない。個々の具体例については前掲、石原「農事訓練と隊組織による食糧増産」一八〇ページ以下に報告が記載されているが、それを見ても効果は部分的なものにすぎなかったとみてよい。そしてその効果はむしろ戦時農業要員制とあいまって、農業労働力の流出防止の面にあったものといえるであろう。

学徒動員への期待 このように、一九四三年度の農業労務対策は、地元労働力の活用や増産隊、報国推進隊等の組織動員に限界があるところから結局、学徒動員に期待をかけるはかなかった。政府は

「食糧増産応急対策実施に伴う青少年学徒動員に関する件」（六月二四日）、「堆肥増産学徒動員に関する件」（七月二四日）、「第二次食糧増産対策並今秋農繁期に於ける学徒労働員に関する件」（九月二一日）、「農業土木学徒動員に関する件」（一〇月二一日）、「製作完遂学徒労働員に関する件」（一〇月二三日）、「土地改良完遂学徒労働員に関する件」（十一月一八日）等、次々に決定して学生徒の無償労働力を荒廃を進める農地に向かって動員した。しかし米麦作ともに不作（米実収六二八九万石、麦類一八五四万石）となり、他の農産物もすべて期待する生産をあげることができなかった。

第四節 戦時農業要員制と

学徒援農部隊の動員

戦時農業要員制 太平洋戦争開始後三年目にはいると、戦局は決定的に悪化し米空軍の本土爆撃をみるにいたった。政府は一月一八日「緊急国民労働員方策」を、ついで二月二五日「決戦非常措置」を決定した。農業部面では、一九四三年一月二八日、第三次の「食糧自給態勢強化要綱」が閣議決定をみ、ここで労務対策として画期的な戦時農業要員制が登場することとなった。その内容は、

- (1) 基本たる農家の経営主及其の世帯に属する農業従事者（当該農家の耕作面積、耕作物の種類に依り必要な限度とす）は戦時農業要員として行政庁之を指定すること
- (2) 戦時農業要員は戦時中充分に生産力を発揮すべき農業経営を継続する責務を有するものとし、他の職業に転ずる場合は行政庁の承認を要するものとする

(3) 当該村に於ける食糧増産指導上欠くべからざる任務を担当する者に付ても右に準じ戦時農業要員として指定することすなわち、これまで農業生産統制令により離農統制の対象となっていた農業経営主と家族従事者はもとより、市町村農業会の技術員や部落指導員を戦時要員として地方長官が指定し、国民徴用令その他による彼らの農業外流出を禁じ、彼らを行政命令によって土地にしばりつける措置であった。彼らの離農は、これまで農業会長の統制するところであったが、いまや地方長官の統制に服することとなった。ここにおいてはじめて、強力な一般勞務動員計画による農業勞働力の引抜きが阻止されることになり、農業生産統制令の抜け穴がふさがれたのである。このころになると都市の食糧事情は極端に悪化し、工場特配等があったにしろ、加重される勞働強化とともに勞働者の生活は耐えがたいものになっており、これに比べると農村のほうがまだ食生活に余裕があり、戦時農業要員に指定されることは農民にとってむしろ歓迎すべきことであった。

右の戦時農業要員制は一九四四年三月二五日、決戦非常措置の重要事項の一つとして、農業生産統制令の改正により法文化され、六月には要員一千万人の指定がなされた。この当時、作付割当や生産手段の統制、共同作業の推進などを内容とした生産統制はほとんど所期の目的を達せず、農政はその日暮らし的な応急手当に追いまくられる状態にあったので、農業生産統制としては、わずかに戦時農業要員制による離農統制を残すのみといっても過言ではない。

戦時農業極限要員 軍需省を中心に政府各省が策定した一九四四年度産業極限要員の一部として、農商省は農業に確保すべき最小限要員数を算出した。これによれば、この年度における必要勞働力総数は延約三〇億人で、一九四三年度に比べると二億二二〇〇万人の増である。そして必要勞働力に対する供給不足は年間を通じて延五

億九五九三万人余と見積もられた。

農業極限要員(食糧作物栽培)数は男女合計して一四三六万人であった。これに対して現在員数は一二二二万人であったから、差引き二二四万実人員の勞働力不足となる。しかしこのように大量な農業勞働力不足となつては国の動員計画がたたないという理由で計算方法を改め、不足勞働力は一一八万人と算出された(山下、前掲書、六二八―九ページ参照)。これをみても、この当時政府より公表される統計数字が軍の動員計画の都合に合わせて作成された恣意的なものであることがわかる。

援農部隊の大動員 戦時農業要員の指定について、五月には農商省に戦時食糧増産推進本部が設置され、勞働力のいっそうの動員、電動機等生産手段の供給増加等の措置がとられた。しかし海外からの食糧供給はますます減少し、国内食糧生産も米麦作はじめいずれも減収傾向をたどるばかりであった。

さらにこの年にはいってから、いわゆる本土決戦に備えて在郷軍人の訓練が急激に増加し、また軍隊自ら配給食糧の不足を補うために自給農場をつくり、それに農民を使役した。あるいは松根油の生産に一般市民はもとより農民をも動員し、このためだけで延一四〇〇万人の農業要員が使用された。その他九州や関東の海岸地帯では上陸連合軍に備えて防衛陣地を築くなど、そのためにも多くの農業要員が徴発された。しかもこの年三月以降、毎月平均五万人の農業要員が軍隊にくりこまれたと推定される。⁽¹⁾

(注一) 八月決定をみた「農業勞力非常対策要綱案」の農商相次官説明のなかに次の一節がある——「農業勞力は頗る逼迫して居ること周知の通りであります。本年二月の国勢調査に依る農業従事者数を昭和十五年と比較しますと其の四年間に男子約九七万人の減少を見て居るのであります。更に軍動員の強化に

第93表 学徒援農動員数 (1944年春季)
(単位 人)

	参加校数	実人員	延人員
国民学校	15,689	3,852,230	46,444,528
男子中等学校	1,481	546,609	6,722,754
女子中等学校	1,254	440,801	5,229,490
大学高専	239	63,181	790,585

〔備考〕 1) 春の農繁期における学徒動員数で、農商省調査による。
2) 前掲、山下「戦時下に於ける農業労働力対策」701ページに収録された統計より引用。

必要があり、そのために土地改良工事、自給飼料の増産、桑の抜根と食糧作物への作付転換などをさしあたって緊急の課題としたのである。しかも農業外部からの生産手段の供給が絶対的に減少しつつづけている状態では、これらの作業はほとんどすべて労働力の増大、労働の強化と労働時間の延長にまたねばならなかった。農商省作成の本年度労力需給計画によれば、春季土地改良工事の所要労力延三二八二万人に對

伴ひ農業者よりの応召も最近特に著しい状況であります(本年三月以降、農業者の応召平均五万人程度と推定せられる)。殊に最近の応召者は農家の真の中堅人物でありますので一人応召しますと平均四反歩程度の耕地が縮小(小作地返還、自作地賃貸)されるのでありまして、然も従来と異り之が耕作者を発見することは頗る困難であります。従って本年の大体の傾向は作業の遅延及び省略と為って現れ、除草の如きも四回行ふべきを三回に省いて居る農家が普通でありまして之は食糧生産確保上由々しき問題であります(傍点は引用者)。

ところが他方、農業部面においては従来にましまして食糧を増産する

し、一〇九四万人が不足し、また春の農繁期の農業者離農に伴う労働力不足は延五八六四万人に達し、このうち約半分はなんらかの形で外部からの援農を必要とするものであった。また冬季土地改良に要する労働力延一億三七二二万人のうち三分の一は外部から補給する必要があった。

では「援農」労働力はいかにして動員されたか。

前述の決戦非常措置の一項目として隣組や学生の動員による空地の農業的利用が決定されたが、その準備として四、五月に青年学校教員は開墾技術の講習会にひきだされた。学生生徒一万九千人より成る「北海道援農部隊」が派遣された。五月には国民学校の生徒に軍用兎を飼わせたり、五、六月農繁期には大学高専学生六万三千余名が、二週間にわたって田植えや麦の脱穀に動員された(第94表参照)。また大政翼賛会は五月「農繁期国民皆働運動要綱」を発表、老人も子供も、働さうるものは一名残らず「援農」の名のもとに農業労働部面に動員する計画をたてて、軍需工場労働者の一時帰農や学徒労働部面の全面的出動が計画され、実施された。

七月には学徒の草刈り大動員、八月にはいって「農村労力非常対策要綱」決定により学徒の通年農業動員体制を確立した。

男子労働力の枯渇に当面した政府は、中央農業会をして「戦時緊急農村婦人技術動員運動実施要綱」を決定させ、牛馬耕や脱穀調整作業に婦人を動員した。このほか農商省は九月に共同炊事・托児所開設倍加運動を提唱し、婦人会と青少年団中の非農家の婦人五〇万人を動員した。また甲種食糧増産隊を前年の二倍の六万人に増員した。

第五節 農業労務対策の破綻

一九四四年末から一九四五年にかけて、農業労務対策は絶望的様

相を呈するにいたった。空襲による交通通信網の破壊、生産手段と生活必需物資の供給減、軍事動員による農業労働力の大量流出（その結果前年二月に比べ八七万人が減少）等が作用して社会的生産力は急激に低下したうえに、例年のない悪天候が続いて農業生産は破壊的打撃を受けた。この年の米の生産高は、平年作の半ばに近い三九一五万石、麦は一七〇一萬石で、これも凶作の年といわれた一九四三年の一八五四万石にすら達しなかつた。

農商省の推定によると、農業労働力不足は農繁期において実人員四〇〇万人を越えるありさまで、いかに増産報国隊を八万人に増員し彼ら青少年の特攻的増産運動を鼓舞しても、またいかに学徒の援農動員を強化しても、もはや急激な生産の縮小を防ぎとめる見込みはまったくなくなつた。ただ敗戦が近づき本土空襲が激化するにつれて現われてきた新しい現象は、都市における工場の破壊や交通機関の混乱等による工業生産の停滞によって、いまや部分的に工場労働力の遊休が生じ、また戦災と食糧不足に追いつたてられて都市人口の農村への移動——いわゆる疎開がふえてきたことである。しかし、このような現象があつたにしても、松根油の増産、芋類・雑穀の増産、さらに麦の収穫と、ますます増大する農業生産への要請に必ずるには、労働力は絶対に不足であつた。

(注一) 疎開は一九四四年後半期より顕著になり、政府当局も「防衛並に食糧対策の見地より」これを促進した。初めは学童や妊産婦、少年、金持ちの家族などがそれぞれ縁故をたどつて地方に疎開したが、これは農業労働力についてはプラスよりはむしろマイナスの面が強かつた。しかし一九四五年にはいり、政府の命ずる強制疎開や工場の地方移転、戦災労働者の疎開等がふえてくると、農商省は「都市疎開者の就農に関する緊急措置要綱」を決定して計画的に彼らの労働力を農業生産過程に投入し

ようと計つたが、實際的效果を生ずるいとまもないうちに戦争は終わった。疎開者数は一九四五年六月一日現在で七七〇万人（内務省調べ）に達したといわれる。なお、戦時中における農村労働力の流出、ついで疎開者と戦後の復員者等の農村流入およびその後の逆流出に関する実態を調査した報告——大原社会問題研究所「都市と農村における労働力の移動形態」（農村人口問題研究会編「農村人口問題研究」第一および第二集、農林統計協会刊）を参照されたい。

学徒の通年農業動員の強化 すでに一九四四年九月に決定された「農村労働力非常対策要綱」によって学徒の援農活動は画期的に強化されたのであるが、一九四五年三月、政府は学徒の授業停止を閣議決定し、ついで四月「国民学校児童など中等学校学徒の農繁期作業協力に関する件」、五月「農繁期学徒動員に関する件」と矢つぎばやに通牒を發し、正規の教育を放棄して青少年を食糧増産の無償労働に駆りたてたのである。この時期になると、中等学校はもちろん、国民学校の四年生以上の生徒も全部、自家農業就労はもとより共同作業隊の一員として動員された。農村へ集団疎開した学童も援農の一部隊とされたことはいうまでもない。

五月二一日に次官會議決定をみた「農業に関する学徒勤勞の強化刷新に関する件」は、この学徒総動員体制をさらに強化し、二六八万に及ぶ学徒の通年動員をはかろうとするもので、その主な内容は次のとおりであつた。

- (1) 農村の国民学校高等科生徒、中等学校生徒は原則として農業に通年動員する。
- (2) 学童疎開指定甲地域内の国民学校高等科および中等学校低学年生徒は、工場動員をのぞき必要に応じ通年動員する。
- (3) 大学専門学校の学生も必要に応じ通年動員する。

第94表 学徒援農動員数
(1945年春季)(単位 千人)

		総員数
農村地方所在	国民学校高等学校	1,513
	中学校	283
	中等女学校	406
	高等学学校	145
	実業学学校	85
都市部所在	農業学学校	116
	大学高専実業学学校	11
	青年師範学学校	7
	一般大学高専学学校	113
		2,679

〔備考〕 1) 本表は1945年5月に関する動員数に、前表の刷新によるものを加算したものである。2) 政府決定の「学徒援農動員数」は前表の刷新によるものを加算したものである。

(4) 工場出勤中の学徒も農繁期一カ月は援農に動員する。
(このほか、学徒の勤労管理や勉学指導についても規定があるが省略。この「刷新強化案」による学徒動員予定数は第94表のとおりである)。

学徒動員はこのほか、農機具修理、甘藷畑開墾、南瓜・大豆・そば増産等の特定作業について大々的に行なわれた。農機具修理は工業学校と農業学校の生徒を旧農機具の修理作業に動員したもので、新しい農機具の供給がまったく途絶した事態のもとで考えつされた対策であった。

工場労働者の帰農 政府は五月一八日、「緊急主要食糧等確保労務対策」を決定し、「工場事業場等に於ける農業出身労働者にして農業要員たるべき者」は原則として帰農させる処置をとった。また農業出身労働者だけでなく、前年国民学校をおえて工場等に就労している農家の子弟や農家出身の女子挺身隊員までも帰農させる措置をとった。さらに五月三十一日には全国工場従業者の二〇%削減を目標に整理を行ない、遊離した労働力を農業・燃料・運輸通信の各部門

に重点的に移動させることを決めた(「工場従業者整理活用に関する件」次官会議決定)。越えて六月六日には農業要員の資格のあるなしにかかわらず工場従業者を「一層広汎かつ強力に」帰農させる措置を講じ(「工場従業者の帰農等に関する件」)、工場に動員されていた学徒も農業部面に振りむけられるようになった。しかしこれらの思いきった措置も最後の破綻を前にした農業労務対策のお手上げを示すもので、その実際上の効果はほとんどなかった。

なにしろ「本土決戦」を間近にひかえ、四月には国民義勇隊の組織が決まり、農民義勇隊や国民義勇隊のたび重なる訓練と、農繁期最も人手の欲しい時の軍の大動員によって、基幹労働力を大量に引き抜かれては、農業労務対策などがたつものではなかった。このうえさらに、国防土建には牛馬ともども農民の労働力が動員される始末であった。

極限に達した農業労働力不足 一九四四年から四五年にかけて、もはや全国的な農業労働力数は調査集計されなかった。農商省が全国二〇府県二〇カ町村の標準農村について行なった調査をもとにした推計によれば、一九四四年二月から同年末までに、農業従業者の減少したものが八八万二千人(内男子七十一万三千人、女子一六万九千人)で、男子の減少のうち最大の原因は軍動員(七三万人)であった。一九四四年末の農業従業者総数は男子四三〇万七千人、女子七五〇万七千人、計一一八一万五千人である(第95表「農業従業者総数の推移」参照)。

また農商省の推計によると、一九四五年の農業労働力総供給量は延二二億二〇〇万人で、需要量に対し延七億人余の不足であった。これに本年度の転出見込数二〇万人を考慮すると、実人員で約二四〇万人の不足と推定された。この不足を、学徒動員や工場労働者の帰農、疎開労働力の活用、共同作業の拡大等によってカバーし

第二章 農業労働力流出とその影響

第96表 農業労働力の工業への移動数
(1937年7月～1944年2月) (単位 千人)

期 間	男	女	計
1937年7月～1939年8月まで	310	130	440
1939年8月～1940年2月	200	100	300
1940年2月～1941年2月	250	90	340
1941年2月～1942年2月	220	110	330
1942年2月～1943年2月	240	140	380
1943年2月～1944年2月	100	80	180
計	1,320	650	1,970

[備考] 農林省調査による。コーヘン「戦時戦後の日本経済」下巻, 35ページに引用されているもの。

一九四三年に食糧事情が悪化しはじめ、必要な国内食糧生産確保のためにはこれ以上の労働力流出がもはや許しがたくなったという事情によるものであり、また他方、空襲による都市の工場や通信運輸施設の破壊で工業労働力の遊休が生じはじめたことにもよるのである。

農業労働力の不足

万であると推定するものもある(楫西光速ほか「日本における資本主義の発達」下巻、四〇一～二ページ)。陸軍省の推計によれば、太平洋戦争中の軍動員は工業から四三%、農業から二三%、交通運輸業から八%、商業・公務自由業等から二六%であった(コーヘン、前掲書、下巻、三五ページ)。

いずれにしろ、軍の徴集による農業労働力の流出は他産業への職業的転出よりも多数にのぼり、この両者が農村労働力不足の主要な原因となったのである。とくに軍による徴集は戦争が末期に近づくに従って大きくなり、敗戦の年には最大にのぼったのに対し、他産業への流出は一九四四年ごろよりその勢いを減じている。これは、

第97表 日本内地農業労働力年齢別性別構成
(1930年, 1940年, 1944年) (単位 人)

年齢	1930年		1940年		1944年	
	男	女	男	女	男	女
0-14	185,017	185,439	124,021	142,766	115,030	132,500
15-19	983,112	800,085	779,113	834,163	576,304	825,708
20-24	767,115	761,490	388,824	783,687	251,461	963,856
25-29	756,801	727,683	527,345	761,209	312,992	797,236
30-34	716,170	693,328	581,494	735,160	404,972	821,216
35-39	674,420	633,859	631,845	738,917	532,223	783,416
40-44	672,431	615,039	636,161	702,818	639,614	780,516
45-49	677,873	593,540	608,847	635,803	632,900	724,248
50-54	698,213	534,286	606,619	596,200	596,905	623,456
55-59	573,374	380,660	580,373	519,841	583,403	564,062
60歳以上	1,030,332	470,758	1,153,736	772,634	1,023,572	890,879
総計	7,734,858	6,396,167	6,618,378	7,223,198	5,669,376	7,907,093

[備考] 厚生省労働局調べ、出典は前表と同じ。

足は戦争経済の進展とともに深刻になり、前述のように一九四四年の農商省の推定では実人員二二四万人の不足となったのであるが、これを補うものとして、各種共同作業の実施等による労働能率の向上がはかられ、同時に農業外部の労働者や一般市民の援農活動、学

徒勤勞奉仕隊の動員が組織された。農業増産推進隊や増産報國隊も、労働生産性の向上や農業要因の引きとめをねらったものである。しかし、すでに明らかにしたとおり、これらの労働力対策はしだいに経済的裏づけを失って「減私奉公」的精神運動としての性格を強め、結局においては、主として農民の労働強化と労働時間の延長をひきおこし、同時に学徒や一般市民の無償労働を強制する結果に終わった。

次に農業労働力の量的減少と同時に進行したその質的低下についても注意されねばならない。国勢調査の示すところによれば（第97表）、平時の一九三〇年に比べ一九四〇年においてすでに、一五〇三九歳の青壮年労働力は三八〇万から二九〇万に減少し、一九四四年にはさらに二〇〇万になった。これに対し四〇歳以上の、ことに老齡の労働力が増加した。

労働力の老齡化と並んで、その女性化も顕著な傾向を示して進行したことは同じ表によって歴然としている。一九三〇年に約七七三万の男子労働力は一九四〇年には六六二万に、さらに一九四四年には五六七万にと減少したのに対応して、婦人労働力は同じ時期に、六四〇万、七二二万、七七一万と増加した。軍需工場と兵營と戦線に駆りたてられて男子の流出した農家を守って、老人と壯年とを問わず、「銃後の」婦人が農業労働と家事労働を担当したのである。

第二節 労働力不足の農業生産への影響

労働力減少が農業生産と農業経営にどのような影響を与えたか。

——幸いに、一九四一年と一九四四年の時点について、農林省が全国農業会の協力を得て実施した全国一三ヵ村（標準農村）の「農村勞力事情調査概要」が残されているので、次にその内容を紹介しよう。

第98表 労働力不足により経営面積を縮小した農家の理由別割合

理由別	軍務	徴用	転業	その他	計
割合 (%)	28.8	1.4	4.3	65.5	100.0
一戸当たり縮小面積 (反)	2.5	2.6	2.2	1.5	(平均) 1.8

〔備考〕 1) 1944年全国標準13ヵ村についての農林省調査による。
 2) 経営面積を縮小した農家の実数は139戸で、調査農家総戸数の26.5%に当たる。
 3) 理由のうち「その他」にあるのは、結婚、病気、老衰等による労働力不足、応召者分一時預り地返還、小作地返還等をいう。

う（この調査概要は山下、前掲書、六三〇ページ以下に収録されている）。
 農家と労働力数 一九四一年一三ヵ村の総農家数五一八戸が、一九四四年には五二四戸にふえているが、専業別にみると、専業三〇〇戸が二七九戸に減り、これと逆に、兼業二一八戸が二四五戸に増加した。耕地面積は一三六八町から一三六〇町に縮小しているの、この期間に農家一戸当たり耕地面積は減少すると同時に、兼業化が進んだことがわかる。

またこの期間に自家農業に従事する男子労働力は六・三%、女子労働力は二・二%の減少をきたし、能力換算すると全体で四・三%の労働力減少をみたことになる。次に、他の仕事を主とする自家農業従事者の減少はもっと大きい（男女計能力換算で二六・三%）。これに対し農繁期のみ農業に従事する者は著増（能力換算で三三・一%）した。雇用労働力はすべて減少したが、とくに年雇いは三六・七%の著減を示した。一九四四年八月一日現在で、農業従事者のうち軍に応召した者は農業専従者の二六・五%に達した。

第99表 稲作労働時間の延長 (単位 時間)

作業別	水田耕起	田植	除草	稲刈	脱穀調整
1937~38年	10.0	11.6	9.9	10.3	10.0
43~44年	11.5	13.1	11.8	11.8	11.5
延長時間	1.5	1.5	1.9	1.5	1.5

〔備考〕 出典は前表に同じ。

(2) 栽培管理の粗放化 同一部落における自然条件や経営技術水準等がほぼ同一の、一方は労働力の不足し他方は不足しない農家について調査した結果は次のとおりであった。すなわち、労働力不足の農家(二・三人の労働能力を有する農家)の反当たり収量は二・一石、これに対し三・三人を有する農家のそれは二・五八石で、労働力一人分不足したために四斗六升(二八・二%)の減収となっている。

この両農家の栽培管理を比較してみると、労働力不足農家は除草の適期を失ったために雑草が伸びその除草のために通常の一倍半の労働が必要となるにかかわらず十分にそれができなかつた(除草回数は通常四回であるが、労働力不足のため三回であった)。その他田植適期を失った等各作業において労働生産性の低下をきたした。

(3) 労働時間の延長と労働の強化 一九四三~四四年における作業別稲作労働時間(労働日)を一九三七

労働力の減少は農業生産と農業経営に対し複雑な影響を与えたことが明らかにされたが、そのうち最も顕著なものは次の三つである。

(1) 経営耕地面積の縮小 一九四二年二月から一九四四年二月の間に経営耕地面積を縮小した農家(総農家の二六・五%)について調査した結果によれば、第98表の示すとおり、軍務による縮小が最大の比率をしめている。そしてこの縮小面積は一戸当たり平均一・八反である。

第100表 農業従事者の年齢階層別年間労働日数

年齢階層		15以下	16~20	21~30	31~50	51~60	61~70
		男	1933年	52	156	190	216
子	1942年	128	160	225	238	222	223
	増加日数	76	4	35	22	4	69
女	1933年	31	109	153	167	111	75
子	1942年	86	156	198	198	192	122
	増加日数	55	47	45	31	81	47

〔備考〕 農林省「農家経済調査」(1933, 42年度)の結果によるもの。前掲「農村労力事情調査概要」にかかげられた表である。

一三八年におけるそれと比較すると(第99表参照)、除草作業では一日一・九時間の延長となり、そのほかの作業ではすべて一・五時間延長されている。太平洋戦争以前においては普通一日一〇時間前後であった労働時間が、戦争末期には一二時間前後になり、一五%から二〇%の延長となっている。また、従来は男子壮年労働力の担当となっていた重筋労働や熟練労働を要する作業が、いまや婦人少年あるいは老人の肩にも転嫁され、彼らの労働強化となった。たとえば、六〇歳以上の老人は従来ほとんど行なわなかつた水稻中耕除草・牛馬耕・畦付け・施肥などが、戦争末期には全面的に彼らによって行なわれるようになり、また一五歳以下の少年も戦争末期には、従来ほとんど行なわなかつた麦踏み・田植え・運搬・稲刈り・採桑等の作業に従うようになった。

次に農業従事者の年間労働日数を年齢階層別にみると(第100表)、男女とも一五歳以下の少年と五〇歳以上の老年層においてとくに労働日

第101表 耕地面積の縮小
(単位 千町)

	擴張	潰廢	差引き
1941年	26.7	45.7	- 19.0
42	28.8	57.8	- 29.0
43	21.7	66.8	- 45.1
44	16.0	94.6	- 78.6
45	28.2	101.5	- 73.3
計	121.4	366.4	-245.0

〔備考〕 農林省「第22次農林省統計表」による。

数の増加が顯著である。ことに女子においてこの傾向が著しい。

耕地の縮小 農業勞働力の農業外への流出

は、すでにみたように生産の減退その他各方面に大きな影響を与えたのであるが、以下この影響について全国的視野からこれを検討し

九四一年より大きくなり、とくに一九四三年から著しくなった。終戦までの五年間に約二五万町歩に達し、総耕地面積の四%以上となった。⁽¹⁾ 統制のきびしい田より畑のほうがより大きく縮小していることは当然である。

(注一) しかし調査方法を異にする農林省の別の統計(第102表「全国耕地面積の推移」)によれば、五年間に約七三万町歩に及ぶ広大な耕地の縮小が示されている。一九四一年より調査方法が変わり、属人主義にもとづき農家の申告を集計することになったので、当時は供出を軽減するため農家の申告が過少となる傾向があったため、右の統計は耕地縮小面積を過大に表現しているものとみられる。

てみよう。第101表は一九四一年から四五年までの耕地の擴張と潰廢面積の推移を示したものである。潰廢は自然災害によるものと、宅地・工場・飛行場等への轉換によるもの、また勞働力不足その他種々な原因にもとづく耕作放棄などによるものである。耕地の縮小はすでに一九三八年に一万五千町歩近い記録を示したが、一

同じ農林省の統計によって同じ期間における耕地潰廢の原因をみると、耕作放棄(九万九千町歩)、飛行場運動場等への轉換(五万七千町歩)、林地への轉換(四万七千町歩)、鉱工業用地への轉換(三万六千町歩)の順となっており、水害による荒廢(四万一千町歩)は右の社会的理由による荒廢に比べるとむしろ小さい。耕作放

第102表 全国耕地面積の推移 (単位 町歩)

年次	総数	田	畑	割合		前年との比較		
				田	畑	総数	田	畑
1941年	6,056,655.5	3,202,731.8	2,853,923.7	0.529	0.471	- 20,847.0	- 3,843.8	- 17,003.2
42	6,028,239.6	3,198,687.4	2,829,552.2	0.531	0.469	- 28,415.9	- 4,044.4	- 24,371.5
43	5,982,683.7	3,177,468.6	2,805,215.1	0.531	0.469	- 45,555.9	- 21,218.8	- 24,337.1
44	5,843,835.8	3,137,409.1	2,706,426.7	0.537	0.463	- 138,847.9	- 40,059.5	- 98,788.4
45	5,345,552.9	2,986,777.1	2,358,775.8	0.559	0.441	- 498,282.9	- 150,632.0	- 347,650.9

〔備考〕 資料は第22次および第23次「農林省統計表」による。

第103表 耕作放棄地の推移
(単位 町)

	田	畑	計
1941年	2,196	12,035	14,231
42	2,834	19,969	22,803
43	3,302	10,080	13,383
44	3,794	11,823	15,618
45	5,784	27,362	33,145
計	17,910	81,269	99,180

[備考] 1) 耕作放棄地とは、
離農その他による労働力不足によって耕作の放棄された土地、および小作争議の結果耕作されなくなった土地を含む。
2) 「第22次農林省統計表」(1945年版)による。

棄地は前述のように九万九千町歩を越えたが(五年間の推移は第103表の示すとおり)、その主原因はいうまでもなく農業労働力の不足であった。この点についてコトヘンは東畑四郎氏の推計を次のように引用している。

「農業労働研究の任にあった農林省の東畑は一九四一年に放棄された耕地のわずか一二%が徴集によるものであるのに対して、その三六%が職業の転換に起因すると言明した。なお彼は一九四四年末までに事情は一変し、一九四四年には放棄された耕地の五五%が徴集によるもので、職業上の転換にもとづくものはわずか一五%であったと証言した」(コトヘン、前掲書、下巻、三六ページ)。

農業生産の減少 農業労働力の不足やその質的低下、肥料や農機具等生産手段の供給不足は当然に耕地や作付面積の縮小をまねき、これはさらに農産物生産の上にマイナスの影響を与えずにはおかなかった。今その生産の推移を指数によって示すと第104表のとおりである。すなわち、米の生産は戦前に比べそれほど大きな減収となっていないが、それでも一九四四年は戦前基準の九三・六%に落ち、

第104表 農業生産指数 (1933~35年=100)

品 目	年 次					
	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	1945年
農林水産総合指数	110.5	103.1	104.1	98.7	88.0	61.3
農 産	106.9	93.4	98.4	93.3	82.4	58.2
耕 種	108.2	97.0	109.4	103.5	97.1	68.8
米	97.3	97.7	106.7	100.2	93.6	65.9
米以外の穀類	120.3	109.3	107.5	86.4	107.0	77.1
荳 菽 類	94.4	80.4	102.7	100.7	72.6	61.2
果 実	120.9	110.4	114.5	112.0	83.9	57.6
蔬 菜	105.4	101.9	101.1	110.7	97.5	87.2
工芸農産物	159.0	128.9	118.1	102.8	83.4	47.9
養 蚕	97.4	77.7	62.1	60.1	43.2	25.1
畜 産	121.4	101.1	80.1	76.2	37.7	22.1

[備考] 農林省「日本農業統計要覧」53ページによる。

豆類・果実はそれ以上大幅に減産した。これに対し養蚕はとくに一九四三年以降激減、畜産物も同様に急減した。戦争の必要にもとづき食糧農産物の増産方針は年を重ねるに従って強化され、各地で桑の根を抜いて芋や麦をつくった。しかし、畜産までがこのように減

少しては、国民食糧の量的減少と質的低下はさけることができなかつた。⁽¹⁾要するに、太平洋戦争下に農業生産は絶対的に減退しながら、同時に米・麦・芋などの食糧作物の増加と養蚕・畜産の減少という構造変化をとげていったのである。

(注一) たとえば一九四一年に成牛の屠殺頭数は三八万頭、その肉量は約七万トンであったが、一九四四年にはそれぞれ二四万頭、四万三千トンに減少し、翌一九四五年になると一二万頭、一万九千トンに激減した。豚は一九四一年六〇万頭、三万キロであったが、一九四五年には四万頭、二千トンという激減を示している(農林省調査による)。

第三章 農業労働賃

協定労働賃 一九四〇年一〇月に公布された賃金統制令は工場鉱山労働者の労働賃統制を目的としたもので、農業労働賃はまだ統制の対象とならなかった。戦時経済以前においても、また太平洋戦争開始後においても、農業労働賃は工業あるいは商業部面の労働賃水準よりは低いのが一般的であった。しかし農業労働賃は農繁期には一時に多量の労働を必要とするところから、労働力不足が顕在化しはじめた一九四〇年ごろになると、地方により農繁期には農業労働賃が工業労働賃を上回ることもあった。たとえば東京、大阪など大都市近郊農村や軍需工場のある茨城県日立付近の農村では、農業日雇労働賃は五円から六円が普通、ときには一〇円の高値となった(東洋経済新報社「日本経済年報」第四六集、二五二ページ参照)。これは当時の統制工業労働賃の未経験工最高二円一三銭、経験工三円三九銭に比べても相当に高い。しかし、前述のとおり、これは特殊な地帯の農業労働賃に

第105表 農業労働賃の推移

	1941年		1942年		1943年		1944年		1945年	
	実数	指数								
年雇男	1.00	133	1.16	149	2.58	208	2.44	323	4.00	529
年雇女	0.80	140	0.89	151	1.14	192	1.95	336	3.16	529
季節雇男	2.10	137	2.44	158	2.61	158	5.30	338	8.65	514
季節雇女	1.73	141	2.01	160	2.18	175	4.39	325	7.37	530
日雇男	2.00	136	2.32	157	2.54	173	3.69	242	6.04	396
日雇女	1.56	141	1.80	162	2.01	182	2.98	260	4.58	398
平均		138		156		181		304		482

[備考] 1) 農林省「第22次農林省統計表」による。
2) 指数は1921~23年=100としたもの。

みられる一時的現象にすぎなかつた。当時、農業労働賃は中央官庁による統制の対象ではなかつたが、系統農会はいわゆる自主統制にもとづく労働協定を行ない、とくに農業移動労働や共同作業の労働賃についてこれを実施して⁽¹⁾いた。

(注一) この協定農業労働賃は、移動労働や共同作業のばあいは比較的よく守られたが、一般の農業雇用労働者については、ことに労働力不足のみられる地帯では、ほとんど守

られることはなかつた。この低い協定労働賃を強制したところでは、それはむしろ農業労働力の逃避、農外への流出をまねく結果となり、農業労働賃をいっそう高める作用を及ぼした。実労働賃(ヤミ労働賃) さて農村において実際に支払われた農業労働賃

(実労賃)は協定労賃を相当に上回っていた。すなわち、農林省調査の一九四一年における全国平均農業日雇男子労賃は二円であった(第105表参照)のに対し、同じ時期に全国農業会の調べた「現行農

業労働者実賃金」(一九四一年一月現在)によれば、田植作業で最低三円(宮城、秋田等)から最高四円五〇銭(滋賀)に及んでいる。除草作業でも最低二円六五銭(岩手、鳥取)から最高三円九〇

第106表 農業公定労賃(最高・標準労賃, 1942年)

(単位 円)

作業名	府県別最高・標準別		最高		標準		最高		標準		最高		標準	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
水田耕耘整地作業	2.20	1.80	1.80	1.40	2.90	2.20	2.40	1.80	2.50	2.00	2.50	2.00	2.10	1.80
田植作業	2.40	2.00	1.90	1.60	3.00	2.40	2.50	1.90	2.70	2.20	3.01	1.80	3.40	2.80
水田除草施肥	2.10	1.70	1.80	1.40	2.70	2.10	2.20	1.70	2.40	2.00	2.00	1.60	2.80	2.40
稲收穫調整作業	2.30	1.80	1.90	1.50	3.00	2.30	2.40	1.80	2.60	2.00	2.20	1.70	3.20	2.50
耕耘整地・麦蒔作業	2.10	1.60	1.70	1.30	2.80	2.10	2.30	1.70	2.50	1.80	2.20	1.50	3.00	2.10
麦收穫調整作業	2.20	1.70	1.80	1.40	2.90	2.20	2.40	1.80	2.60	1.90	2.00	1.60	2.30	2.40
摘桑作業	1.80	1.40	1.40	1.10	2.20	1.80	1.90	1.50	2.00	1.60	1.70	1.40	2.40	1.80
蚕飼育作業	1.90	1.60	1.60	1.30	2.40	2.00	2.00	1.80	2.20	1.80	2.00	1.60	2.30	2.00
果樹袋掛作業	2.30	1.60	1.70	1.30	2.30	1.80	1.90	1.50	2.20	1.70	1.80	1.40	2.50	1.90
果樹收穫作業	2.10	1.60	1.70	1.30	2.30	1.80	1.90	1.50	2.20	1.70	2.00	1.50	2.40	1.70
荷造作業	2.20	1.60	1.80	1.30	2.50	1.90	2.10	1.70	2.40	1.80	2.10	1.50	2.50	1.80
一般作業	2.10	1.60	1.80	1.20	2.70	2.10	2.20	1.60	2.50	1.90	2.10	1.60	2.70	2.00

〔備考〕 1) 東京市・神奈川県は最高賃金額, 標準賃金額の20銭増とする。
2) 山下康郎「戦時下に於ける農業労働力対策」(第2分冊) 494ページによる。

第107表 農業最高実勞賃 (1943年) (単位 円)

地方	作業名	水田		耕耘地		田植		水田除草管理		稲收穫調整	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
北海道	北青	7.00	6.00	10.00	10.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
	宮城	5.00	4.00	5.00	5.00	5.00	4.00	5.00	4.00	5.00	4.00
	秋田	3.50	3.00	4.00	3.90	3.50	3.00	3.50	3.00	3.50	3.00
	山形	2.80	2.30	2.80	2.30	2.20	1.80	2.50	2.30	2.50	2.30
福茨	福茨	6.00	5.00	6.00	5.50	5.00	4.00	4.50	4.00	4.50	4.00
	栃	5.00	—	8.00	7.00	4.00	3.00	5.00	4.00	5.00	4.00
	群	7.50	6.50	7.50	7.50	6.50	6.50	5.80	5.30	5.80	5.30
	埼	8.00	6.50	8.00	8.00	8.00	6.50	8.00	7.00	8.00	7.00
千東	千東	4.90	4.20	5.00	4.50	4.70	4.30	4.50	4.00	4.50	4.00
	神	8.00	6.00	9.00	7.00	8.00	6.00	8.50	6.50	8.50	6.50
	新	10.00	9.00	10.00	10.00	10.00	9.00	10.00	9.00	10.00	9.00
	富	15.00	10.00	12.00	9.00	12.00	9.00	10.00	9.00	10.00	9.00
石福	石福	5.50	3.50	6.00	3.50	5.00	3.00	6.00	4.00	6.00	4.00
	山	5.00	4.00	5.00	4.00	5.00	4.00	5.00	4.00	5.00	4.00
	岐	8.00	5.00	7.00	5.00	7.00	5.00	8.00	5.00	8.00	5.00
	静	7.00	4.00	5.00	4.50	5.00	4.00	5.00	4.50	5.00	4.50
愛三	愛三	10.00	7.00	10.00	7.00	10.00	7.00	10.00	7.00	10.00	7.00
	滋	7.00	5.00	7.00	5.00	7.00	5.00	7.00	5.00	7.00	5.00
	京	11.00	10.20	12.00	9.60	9.60	7.60	9.20	7.50	9.20	7.50
	大	8.50	5.00	7.00	5.50	6.00	5.00	6.00	4.80	6.00	4.80
和鳥	和鳥	7.00	—	—	7.00	4.00	4.00	6.00	6.00	6.00	6.00
	島	15.00	8.00	12.00	10.00	15.00	8.00	15.00	8.00	15.00	8.00
	岡	7.00	—	7.00	5.00	6.00	5.00	7.00	5.00	7.00	5.00
	広	13.00	9.00	8.00	7.00	8.00	7.00	8.00	6.00	8.00	6.00
山徳	山徳	6.50	5.00	6.00	5.00	6.00	5.00	6.50	5.50	6.50	5.50
	香	6.00	5.00	6.50	5.00	6.00	4.00	7.00	4.50	7.00	4.50
	愛	12.00	8.00	12.00	10.00	10.00	8.00	8.00	6.00	8.00	6.00
	高	5.60	4.60	8.00	5.70	7.00	5.00	8.00	5.70	8.00	5.70
福佐	福佐	5.00	3.00	4.00	3.00	3.50	3.00	4.00	3.00	4.00	3.00
	長	4.50	3.60	4.30	4.20	3.00	2.50	3.80	3.00	3.80	3.00
	熊	8.50	6.50	9.50	8.50	8.50	6.50	9.50	8.50	9.50	8.50
	大	7.00	5.00	7.00	5.00	6.00	4.00	7.00	5.00	7.00	5.00
宮鹿	宮鹿	7.00	6.00	—	6.00	5.00	4.00	6.50	5.50	6.50	5.50
	児	8.00	7.00	10.00	10.00	7.00	7.00	8.00	7.00	8.00	7.00
	沖	—	—	—	—	7.00	6.00	6.00	5.00	6.00	5.00
	繩	8.00	6.00	8.00	6.00	7.00	5.00	8.00	6.00	8.00	6.00
宮鹿	宮鹿	6.00	—	4.00	3.50	—	—	4.00	3.50	4.00	3.50
	児	5.00	4.00	5.00	4.00	3.50	3.00	5.00	4.00	5.00	4.00
	沖	7.00	5.00	6.00	6.00	6.00	5.00	6.00	5.00	6.00	5.00
宮鹿	宮鹿	6.00	5.00	5.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
	沖	3.00	2.00	3.00	2.00	3.00	2.00	3.00	2.00	3.00	2.00

〔備考〕 中央農業会調査による。

錢(東京)に達している。しかもこの調査は主として郡部において行なわれたもので、京浜、京阪など大工業周辺農村になると、前述のように六円とか、時には一〇円とかの異常に高い労賃さえ実際に支払われることもあったのである。

このような農業労賃の上昇は農業経営の面からしても困難な問題を提起したが、同時に、すでに実施されている一般産業の労賃統制

の効果をおびやかすものとして問題となった。その結果、一九四二年二月、厚生次官は農林業勞務者の最高・最低および標準労賃を決定し、道府県に通牒した。これは年雇を除く農業雇用労賃の準拠基準を示したもので、作業の特殊性や地方の実情その他を参酌して具体化すべきものとされた(第106表)。すなわちこの通牒によれば、たとえば東北地方では田植最高男子労賃二円四〇銭、女子一円六〇

錢、関東地方は同じく男子二円四〇錢、女子一元九〇錢というように、当時実際に支払われた労賃に比べると相当に低いものであった。また最低賃金は二〇歳以上男子一元一五錢、女子六〇錢という驚くべき低額であった。

右の通牒において、労働時間（休憩を含む）は五〜八月農繁期は一一時間、それ以外は一〇時間と定められ、実労働時間がこれを超過したときは割増しをつけることが定められている。

右の厚生次官通牒にもとづき各道府県は農業労賃を決定し、農業会を通じて労賃統制を始めたが、これまで農会によって実施されてきた協定労賃と同様、共同作業など一部の分野で守られたほかほとんど実効なく、物価上昇と農業労働力の減少に比例して実際の労賃は上昇しつづけた。前掲第105表「農業労賃の推移」によれば（これは農林省の公式統計で実労賃、通称ヤミ労賃を正しく反映したものであるが）、男子日雇労賃指数は一九四一年の二三六より年を追うて一五七、一七三と上昇した。一九四三年、中央農業会の実施した農業実賃金（ヤミ賃金）調査によれば、各地方ですべての作業について、実労賃は公定労賃を上回っていることが示されている（第107表）。たとえば比較的安い労賃水準の東北地方では、田植作業で二円八〇錢（秋田）から六円（山形）、これが関東地方になるとほとんどの県が七円以上となり、東京では一二円という高賃が出てくる。また東京では水田耕起作業の賃が一五円となっている。各種作業を通じて千葉、東京などの京浜工業地帯と、静岡、愛知、和歌山、京都などの京阪神工業地帯周辺農村、それに岡山などの農村では賃水準が高く、東北、四国などの農村が低い。

右の実賃は実際に支払われた最高の額を示すもので、これが当時の農業労賃の一般的水準を示すものでももちろんないが、概して軍需工業に比べて低い農業賃のもとで労働力の流出が続いてお

り、これを農業に引きとめるために一日一〇円とか一五円の高い賃が農家によって支払われたのである。このことが雇用労働力に依存せねばならない農業経営の困難を増大させたことはいままでもない。同時に、極端に低く押えられていた公定賃による農業労賃統制を空文化するものであった。

一九四四年一〇月、日雇労働者の賃金上昇を抑制するため、軍需、厚生、内務の三次官通牒が道府県当局に発せられ、標準賃や残業手当等を決定通告したが、これは当時上昇しつつあった日雇賃よりは低い水準ながら、なお実賃にいくぶん接近して公定賃を決めようとしたものである。しかし農業賃についてはこの適用がなく、農商省は農業賃の季節的変動や労働組織の欠如などを理由に公定賃の改定をしづめた。結局、終戦間近い一九四五年六月になってようやく公定賃の引上げを内容とする通牒が発せられた。この通牒の内容は、先年決められた日雇労働者標準賃や残業手当との均衡を考慮して農林業労働者の協定賃を決定させるよう行政指導すべし、というものであり、事実上、公定の協定賃を引き上げようというものである。この改定による公定基準賃は、たとえば山形県の例によれば、田植作業最高四円、標準三円二〇錢、除草作業最高三円五〇錢、標準二円八〇錢で、これは一九四二年の旧公定賃よりは高くなったが、なお実賃よりはるかに低いものであった。

